

働き方 改革



「働き方改革」は政府の重要政策のひとつに位置づけられていて、多様な働き方を可能にする社会を目指しています。
職場の休息室・休養室にもスリーパーラウンジは最適です。

休養室の必要性

休憩室は「設けるように努めなければならない」という「努力義務」であるのに対し、休養室は「設けなければならない」という「義務」である点で、労働者の数が要件に該当しながら休養室を設置していない場合は、法令違反になります。休養室を設置していない状態で、もし職場に急病人が出て、病状・怪我が悪化したりすると、**労働安全衛生法第23条**違反を問われるだけでなく、民事訴訟等で**労働契約法第5条**の安全配慮義務違反を問われる可能性もあります。



休憩室、休養室、食堂に。



いつものイスがベッドになります。

労働安全衛生規則 第六章 休養（第六百十三条―第六百十八条）

（休憩設備）

- 第六百十三条 事業者は、労働者が有効に利用することができる休憩の設備を設けるように努めなければならない。

（有害作業場の休憩設備）

第六百十四条 事業者は、著しく暑熱、寒冷又は多湿の作業場、有害なガス、蒸気又は粉じんを発生する作業場その他の有害な作業場においては、作業場外に休憩の設備を設けなければならない。ただし、坑内等特殊な作業場でこれによることができないやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（立業のためのいす）

第六百十五条 事業者は、持続的立業に従事する労働者が就業中しばしばすわることのできる機会のあるときは、当該労働者が利用することのできるいすを備えなければならない。

（睡眠及び仮眠の設備）

- 第六百十六条 事業者は、夜間に労働者に睡眠を与える必要のあるとき、又は労働者が就業の途中で仮眠することのできる機会があるときは、適当な睡眠又は仮眠の場所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない
- 2 事業者は、前項の場所には、寝具、かやその他必要な用品を備え、かつ、疾病感染を予防する措置を講じなければならない。

（発汗作業に関する措置）

第六百十七条 事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない。

（休養室等）

- 第六百十八条 事業者は、常時五十人以上又は常時女性三十人以上の労働者を使用するときは、労働者がが床することのできる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。